

返戻金について

当社は情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介会社の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。 但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社日から1ヶ月以内	返戻金 支払った成功報酬の80%
入社日から3ヶ月以内	返戻金 支払った成功報酬の50%
入社日から6ヶ月以内	返戻金 支払った成功報酬の10%

*成功報酬の返戻については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れ、当社がその申し出を受領した時点より30日営業日以内に返金を行います。

*但し、本件、制度の詳細・適用について個別に各求人者との取引に於いて、定めます。

Nakaoka Partners 合同会社
代表社員 中岡敬行